

開 会 午前10時

●三神英彦委員長 ただいまから、建設委員会を開会いたします。

報告事項は、特にございませぬ。

それでは、議事に入ります。

最初に、議案第24号 札幌市水道事業給水条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●三神英彦委員長 なければ、質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●三神英彦委員長 なければ、討論を終了いたします。

それでは、採決を行います。

議案第24号を可決すべきものと決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

●三神英彦委員長 異議なしと認め、議案第24号は可決すべきものと決定いたしました。

ここで理事者交代のため、委員会を暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時1分

再 開 午前10時2分

●三神英彦委員長 委員会を再開いたします。

次に、議案第1号 令和7年度札幌市一般会計補正予算第4号中関係分及び公の施設の指定管理者の指定に関する議案第17号、第18号の3件を一括議題といたします。

質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●三神英彦委員長 質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●三神英彦委員長 なければ、討論を終了いたします。

それでは、採決を行います。

議案第1号中関係分、第17号及び第18号を可決すべきものと決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

●三神英彦委員長 異議なしと認め、議案3件は可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第7号 令和7年度札幌市下水道事業会計補正予算第2号を議題といたします。

質疑を行います。

質疑はございませんか。

●水上美華委員 私から、議案第7号の債務負担行為の追加について伺います。

今回、管路布設等事業で限度額33億円ということで、21件の工事を設定するというふうになっております。これらの工事は、工事契約が結ばれる時期が2月から3月にまたがり、ちょうど労務単価が新しくなる時期に重なります。2月契約と3月契約では、新しい労務単価の反映方法が異なり、3月契約のほうが受注者に経費的に有利であるという形になっております。

そこで質問ですが、この管路布設等事業の21件のうち、2月末までに契約となる見込みの工事件数が何件ぐらいになるのか、お伺いいたします。

●秋山管路担当部長 2月末までに契約となる見込みの工事件数についてお答えいたします。

21件の工事のうち17件が、2月末までに契約となる見込みでございます。

●水上美華委員 21件のうち、2月末までの契約となる見込みの工事件数が17件ということでございますので、3月1日以降の契約の見込みとなる工事が4件あるということだと思います。

工事の早期発注につきましては、これまでも業界からの件数増加に関する強い要望を受けて、それを反映する形で拡大してきており、技術者の配置や下請業者の選定が円滑に進められるなど一定の効果があるため、業界からも、特にこの積雪寒冷地であります本市におきましては、大変評価の声が多く寄せられていると伺っております。

ただ一方で、近年は労務単価の上昇が続いておりまして、受注者の経営環境が厳しさを増している状況であります。

とりわけ、3月1日以降に契約するか、その前に契約するかで、例年3月に、国のほうの労務単価の改定というものが公表されているものですから、それに本市も準じているというところがございます。こういった状況を踏まえて、さきの第3回定例市議会の建設局の決算特別委員会で、私のほうから、新年度の労務単価が適用される3月1日以降の契約となるよう取り込むことについて質問させていただきました。

もちろん、全てが3月1日以降にできるものとは思っておりません。ただ、できる限り、この時期に近いものは3月1日以降の契約にできないかということで質問させていただきまして、当局のほうからは、円滑な発注や受注機会の確保に支障とならない範囲において、早期発注工事が新年度の労務単価を適用できるよう、発注の時期や件数については配慮していきたいというような旨の答弁があったところであります。

そこで質問ですが、下水道事業においても早期発注工事については、少しでも新年度の労務単価を適用できるよう取り組むべきと考えますが、この辺のところの考え方を伺いたしたいと思います。

●秋山管路担当部長 早期発注工事における新年度労務単価の適用についてお答えいたします。

早期発注工事については、人材確保と適正な配置、円滑な施工、資材の確保などの面で効果が期待できるため、平準化に努めつつ拡大してきたと

ころでございます。

早期発注工事を新年度の労務単価に適用できるようにするには、3月1日以降の契約となるよう発注時期を遅らせる必要があり、受注者にとっては経済的に有利な面がある一方で、一時期に入札が集中し、過度な負担がかかるおそれがあるなど不利な面も考えられます。

このため、従前どおり平準化に努めつつ、業界の意見も聞きながら、可能な限り新年度の労務単価に適用できるよう、発注の時期や件数について配慮してまいりたいと考えてございます。

●水上美華委員 今、ご答弁の中で可能な限りということ、業者の皆さんの意見も伺いながら、本当に可能な限り少しでも、特に今、労務単価が毎年毎年、本当に上がってきている状況でありますので、ぜひこの辺を配慮していただきながら取り組んでいただきたいと要望いたしまして、私の質問を終わります。

●三神英彦委員長 ほかに質疑はございませんか。

なければ、質疑を終了します。

次に、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●三神英彦委員長 なければ、討論を終了いたします。

それでは、採決を行います。

議案第7号を可決すべきものと決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

●三神英彦委員長 異議なしと認め、議案第7号は可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第31号 市道の認定及び変更の件を議題といたします。

質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●三神英彦委員長 なければ、質疑を終了いた

します。

次に、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●三神英彦委員長 なければ、討論を終了いたします。

それでは、採決を行います。

議案第31号を可決すべきものと決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

●三神英彦委員長 異議なしと認め、議案第31号は可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第32号 令和7年度札幌市一般会計補正予算第5号中関係分を議題といたします。

質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●三神英彦委員長 なければ、質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●三神英彦委員長 なければ、討論を終了いたします。

それでは、採決を行います。

議案第32号中関係分を可決すべきものと決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

●三神英彦委員長 異議なしと認め、議案第32号中関係分は可決すべきものと決定いたしました。

ここで理事者交代のため、委員会を暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時10分

再 開 午前10時11分

●三神英彦委員長 委員会を再開いたします。

次に、議案第22号 札幌市建築基準法施行条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●三神英彦委員長 なければ、質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●三神英彦委員長 なければ、討論を終了いたします。

それでは、採決を行います。

議案第22号を可決すべきものと決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

●三神英彦委員長 異議なしと認め、議案第22号は可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第23号 札幌市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●三神英彦委員長 なければ質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はございませんか。

●池田由美委員 私は日本共産党を代表し、議案第23号 札幌市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案に反対の立場で討論を行います。

この議案は、新設する北5条東1丁目地区に係る地区整備計画の区域内における建築物の用途に関する制限等を新たに定め、条例改正するものです。

当地区は、北海道新幹線札幌駅東口に接する商業地域であり、今回の条例改正により、建築物の

用途などに関する規制を緩和する内容が含まれております。

その一つに、これまで商業地域では、大規模な自動車整備工場は、振動や周辺地域に影響を及ぼす可能性があるため、300平方メートルとされていた規制を750平方メートルへと緩和します。

さらに、この地域の指定容積率は600%でしたが、空中歩廊や店舗などのにぎわい機能などの導入条件を満たすことにより、容積率の最高限度を750%から850%へ。さらなる取組を行った場合は、容積率を900%の限度とする内容です。また、高さ制限の緩和は、街区共通で100メートルとするものです。

高層ビルの建設は、緑地や景観に大きな影響を与え、ビル風の被害や地震や停電などの災害リスクが高まる懸念も広がることから、議案第23号に反対をいたします。

●三神英彦委員長 ほかに討論はございませんか。

それでは、採決を行います。

議案第23号を可決すべきものと決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

●三神英彦委員長 賛成多数であります。

よって、議案第23号は可決すべきものと決定いたしました。

次に、第4次札幌市耐震改修促進計画案についてを議題とし、資料に基づき、理事者から説明を受けます。

●釜石都市局長 本市では、建築物の耐震化の促進に関する法律、いわゆる耐震改修促進法に基づきまして、耐震改修促進計画を策定しており、現在は令和3年に策定いたしました第3次札幌市耐震改修促進計画に基づいて、建築物の耐震化に関わる各種施策を実施してきたところでございます。

この第3次計画は、令和8年3月に計画期間が満了いたしますことから、これまで見直し作業を

進めてまいりました。このたび第4次計画の案がまとまりましたので、本日はご報告させていただきます。

今後の予定につきましては、本日のご報告後、12月の後半から1月にかけてパブリックコメントを行い、3月末に第4次計画を公表する予定としております。

●中田建築安全担当部長 私から、第4次札幌市耐震改修促進計画の案について、概要版を用いてご説明させていただきます。

計画の構成ですが、第4次計画は、第1章から第6章までの6章構成となっております。

まず、第1章は、計画の目的等を定めており、本計画は、建築物の地震に対する安全性を計画的に向上させることを目的とし、計画期間は令和8年度から12年度までの5年間としております。

第2章は、札幌市の地震被害想定や過去の地震被害に関するものであり、内容は記載のとおりです。

第3章は、第3次計画の取組や、住宅・多数の者が利用する建築物の耐震化の状況、課題、目標を整理しております。

まず、3-1は、第3次計画の振り返りを行っており、第3次計画は、耐震化率の目標には若干届かなかったものの、計画に掲げた普及啓発や補助制度などは全て実施したという結果になっております。

建築物ごとに見ていきますと、概要版の左側に記載の3-2住宅につきましては、耐震化率の目標を95%としていたところ、第3次計画の目標年である令和7年の耐震化率は93.7%でありました。

耐震診断を実施した木造住宅の所有者を対象としたアンケート結果などから、課題を耐震化に関する意識のさらなる向上などとし、第4次計画における取組の方向性は、第3次計画の継続と充実、住宅の耐震化の目標は、現状と国の基本方針で掲げる目標を踏まえまして、97.5%としており

ます。

次に、概要版の右側に記載の3-3多数の者が利用する建築物、これは、一定規模以上の学校や病院、店舗、ホテルといった建築物になりますが、耐震化率の目標を耐震性が不十分なものをおおむね解消としていたところ、第3次計画の目標年である令和7年の耐震化率は95.3%。このうち、要緊急安全確認大規模建築物、これは多数の者が利用する建築物の中でも特に規模の大きなもので、耐震改修促進法で、耐震診断の実施が義務づけられた建築物になりますが、耐震化率は87.2%でありました。

多数の者が利用する建築物の所有者を対象としたアンケート結果などから、課題を耐震化に関する意識のさらなる向上などとし、第4次計画における取組の方向性は、第3次計画の継続と充実、多数の者が利用する建築物及び要緊急安全確認大規模建築物の目標は、現状と国の基本方針で掲げる目標を踏まえまして、耐震性が不十分なものを、おおむね解消としております。

次に、概要版の2ページ目をご覧ください。

第4章は、耐震化に向けた基本方針を定めており、市民の暮らしの安全と安心の確保、都市防災機能の強化としております。

第5章は、耐震化を促進するための施策をまとめております。建築物の所有者のさらなる意識の向上を図るため、多様な手段による普及啓発を行うとともに、住宅や多数の者が利用する建築物に対する支援制度を継続して実施することとしております。

第6章は、耐震改修促進法等に基づいて、必要に応じて指導等を実施する旨を記載しております。

●三神英彦委員長 それでは、質疑を行います。

質疑はございませんか。

●和田勝也委員 私から、計画の見直しに当たり、2点お伺いをいたします。

日本は世界有数の地震多発国であり、東日本大震災や熊本地震など、大規模地震は繰り返し甚大な被害をもたらしてきました。

北海道においても、平成30年北海道胆振東部地震では札幌市内で震度6弱を観測し、市民生活や都市機能に大きな影響が生じたことは記憶に新しいところでございます。

さらに今後を見据えると、南海トラフ地震や首都直下型地震に加え、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の発生が予測されており、本市でも月寒断層を震源とする最大震度7の地震が想定されております。

こうした状況から、地震対策の強化は待ったなしであり、中でも建築物の耐震化は市民の命と財産を守る最も基本的かつ重要な対策であると思っております。

札幌市では、住宅の耐震化を推進するため、平成18年に札幌市住宅耐震化促進条例を制定し、翌19年には札幌市耐震改修促進計画を策定するなど、早い段階から体系的な取組を進めてきました。これを契機として、普及啓発や相談体制の整備、耐震診断、改修工事への補助制度など、市民が耐震化に取り組みやすい環境づくりを継続してきたと承知しております。

現在の第3次札幌市耐震改修促進計画は、令和7年度末に計画期間が終了することから、第4次計画への見直しが進められておりますが、これまでの取組の成果と課題を的確に整理することは、計画の実効性を高める上で、極めて重要だと考えます。

そこで質問ですが、今回の見直しに当たり、現在の第3次札幌耐震改修促進計画をどのように評価しているのかをお伺いいたします。

●中田建築安全担当部長 第3次札幌市耐震改修促進計画の評価についてですが、第3次計画では、誰もが安全で安心して暮らし、生きいきと活動できるまちづくりを進めるため、建築物の地震に対する安全性を計画的に向上させること、こち

らを目的といたしまして、耐震化に係る情報の提供、住宅や多数の者が利用する建築物の耐震化の推進など、計画に掲げた取組を実施してきたところでは、

目標として掲げた耐震化率は、先ほどご説明したとおり、住宅、多数の者が利用する建築物、要緊急安全確認大規模建築物のいずれも目標には達しないという結果になっております。

一方で、第3次計画に基づく様々な取組により、各建築物の耐震化率を押し上げる効果が出ていることから、耐震化の取組には一定の効果があつたものと考えております。

このことから、第3次計画については、課題と成果の両面があつたものと評価しております。

●和田勝也委員 耐震化率の目標達成には至らなかったと。また、一定の成果と課題があつたとのことでございました。

いまだ市内には、耐震性が十分でない建築物が残存しており、今後も引き続き、耐震化の取組を着実に進めていかなければならない状況に変わりはありません。これは地震から市民の命と財産を守るという観点から、極めて重い課題であると考えております。

これまで本市では、普及啓発や耐震診断、耐震改修工事に要する費用への助成・補助など、耐震化を進めるための各種取組を進めてきましたが、目標とする耐震化率の達成に向けては、どのような点に重点を置いて取組を強化していくのか、いま一度整理しておくことが重要だと考えます。

そこで質問ですが、耐震化率の目標を達成するためには、どういったことが重要になるのか明確にした上で、取組を進めることが必要だと思いますが、この点に関する本市の認識をお伺いいたします。

●中田建築安全担当部長 耐震化率の目標を達成するための取組についてに関する認識ですが、耐震化の取組への第一歩は、建築物の所有者にやる気になってもらうこと、すなわち、意識の醸成

や動機づけがまずは重要であると考えております。

計画の見直しに当たって、建築物の所有者へ行ったアンケートでは、耐震改修工事や除却工事に対する補助制度の認知度は必ずしも高くはないという結果も出ております。

このことから、札幌市といたしましては、今まで以上に様々な機会を捉えて、意識の醸成や動機づけを図れるよう、提供する情報の充実などに努めていきたいと考えております。

●和田勝也委員 耐震化を進める上で最も重要なのは、建物の所有者が自分の問題として認識し、前向きに取り組んでいただけるよう、意識の醸成と動機づけることとあります。

制度が整っていても、所有者の理解と関心が高まらなければ耐震化は進みません。また、市が用意している補助制度や相談体制が、まだ十分に周知されていない面もあります。制度を知れば検討するという市民も多いと考え、この点には大きな改善余地があると考えます。

第4次計画においては、こうした意識啓発と制度周知をこれまで以上に丁寧に行い、市民が一歩踏み出しやすくなる環境づくりを、ぜひ強力に進めていただきたいと思います。

1棟でも多くの耐震化が進むよう、実効性のある取組の充実を申し述べ、私の質問を終わります。

●水上美華委員 私からは、要緊急安全確認大規模建築物の耐震化についてお伺いさせていただきます。

要緊急安全確認大規模建築物は、建築物の耐震改修の促進に関する法律、いわゆる耐震改修促進法により、耐震診断の実施が義務づけられた学校や病院、物品販売業を営む店舗、ホテルといった不特定多数の者が利用する大規模な建築物のこととあります。

本市内における要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断は、対象となる全てが完了しているもの

と承知しております。

第4次札幌市耐震改修促進計画の案によりますと、2017年の耐震診断結果公表時において204棟あったものが、2025年10月1日時点では165棟になっております。このうち、市有建築物については、全ての耐震化が完了しており、耐震性が不十分な建築物は、民間建築物の26棟となっております。

現在の第3次札幌市耐震改修促進計画の計画期間は、新型コロナウイルス感染症により、社会経済活動にいろいろと制約を受けていた期間と一部が重なっており、これにより要緊急安全確認大規模建築物に係る耐震化の進捗にも何らかの影響があったものと推察いたします。

新型コロナウイルス感染症が、2023年5月から5類感染症となって以降、徐々に社会経済活動が回復し、現在ではおおむね元の状態に戻ったものと思っておりますが、要緊急安全確認大規模建築物の耐震化への取組も元の状態に戻っているのか、非常に気になっているところでございます。

そこで質問ですが、要緊急安全確認大規模建築物の所有者による耐震化への取組が、現在どのような状況になっているのか、お伺いいたします。

●中田建築安全担当部長 まず、新型コロナウイルス感染症による要緊急安全確認大規模建築物の耐震化の取組への影響であります。所有者の中には、事業スケジュールを変更する意向を示した方がおり、やはり一定程度の影響はあったものと捉えております。

現在は、委員ご指摘のとおり、社会経済活動がおおむね元に戻ったものと考えられることから、要緊急安全確認大規模建築物の耐震化への取組は、建築物の規模などから一気に進むことは困難ではあっても、上向きになることを期待しているところであります。

しかしながら、近年の物価上昇は様々なところに影響を及ぼしておりますが、建設業界も例外ではなく、資材や人件費の上昇などを招いており、

これにより、事業計画を見直さざるを得ない所有者もいることから、要緊急安全確認大規模建築物の耐震化を取り巻く状況は、引き続き厳しいものがあるというふうに考えております。

●水上美華委員 新型コロナウイルス感染症の影響が収まりつつある中、現在は経済的要因により、この要緊急安全確認大規模建築物を取り巻く状況は、今も続いて厳しいというご答弁でありました。

要緊急安全確認大規模建築物は、不特定多数の者が利用する大規模な建築物であることから、大きな地震が発生した場合には、これを利用する市民に被害を及ぼす可能性が高く、やはりできるだけ早く建築物の耐震化を完了させることが望ましいというふうに考えます。

資材や人件費の上昇が、耐震化の取組を妨げる要因の一つであるならば、単純に考えると、本市から所有者への補助金額を増額することが一つの方法ではありますが、現在の本市の財政状況が非常に厳しいことを鑑みますと、これは非常に高いハードルであるということも、私も認識しているところではあります。しかしながら、やはりただ見ているというようなわけにはいかないとも思います。

そこで質問ですが、要緊急安全確認大規模建築物の耐震化への取組が少しでも進むよう対応を考えていかなければならないと思っておりますが、札幌市としては、今後どのように取り組んでいく考えなのか、お伺いいたします。

●中田建築安全担当部長 札幌市が行っております要緊急安全確認大規模建築物の耐震化に関する取組は、情報提供などの普及啓発から、設計や改修・建て替えなどの工事に対する補助制度まで整えている状況にあることから、これらを所有者の方に上手に活用していただきたいと考えております。

そのためには、所有者からの相談の機会などを捉えて、状況を的確に把握するとともに、耐震化

に関する必要な情報の提供はもとより、他の活用できる制度を紹介するなど、丁寧な対応に努めて所有者の耐震化の取組を促していきたいと考えております。

●**水上美華委員** 要緊急安全大規模建築物の所有者が耐震化に取り組もうとする意思があったとしても、耐震化に要する費用が大きいだけに、実際に耐震化の取組に一步踏み出す際には、現在のこの経済状況に不安を覚える方がいるのではないかと推察いたします。

その不安を解消するためにも、今ご答弁にありましたけれど、様々な補助制度であったりですか、また、この耐震化に関わる様々な情報提供等々を含めて丁寧に行っていただきまして、そして、要緊急安全確認大規模建築物の耐震化を進めることの重要性、これをやはりしっかりと所有者のほうに説明していただくと同時に、安心して耐震化に取り組めるように、本市としてもどうか努めていただきたいというふうに思います。

●**好井七海委員** 私からは、木造住宅の耐震化について質問いたします。

札幌市における木造住宅の耐震化の取組は、我が会派も検討に参加しまして、平成18年に議員提案で成立しました札幌市住宅耐震化促進条例から始まり、以来約20年が経過し、この間、耐震化の必要性に関する普及啓発、耐震診断や耐震改修工事に対する補助制度など、様々な取組が行われてきたと承知しております。

木造住宅は、多くの市民が長い時間を過ごす生活の場であることから、地震に対する安全性が確保されていることは非常に重要なことでもあります。

今回報告のあった第4次札幌市耐震改修促進計画の案によりますと、木造住宅の耐震化率は令和5年時点で85.8%で、平成30年時点の82.7%から3.1ポイント上昇しているとの結果になっております。平成30年から令和5年における住宅全体の耐震化率の上昇が1.8ポイントであることと比較

すると、高い上昇とはなっているものの、非木造の住宅と比べると、耐震化率はまだまだ低く、いまだ約15%は耐震性が不足しているとの結果になっております。引き続き、木造住宅の耐震化に対する取組が必要な状況となっております。

木造住宅の耐震化に係る普及啓発や支援制度が整っている状況において、さらなる促進を図っていくためには、現在の取組を有効に機能させることが重要と考えます。

そこで質問ですが、このためには所有者の状況や意向をしっかりと把握する必要がありますが、札幌市ではこの現状をどのように捉えているのか、お伺いいたします。

●**中田建築安全担当部長** 所有者の状況や意向把握についてですが、第4次計画の策定に当たりましては、札幌市の耐震診断員派遣制度を利用した木造住宅の所有者にアンケートを行っております。

アンケートの回答によると、所有者の年齢は6割強が70歳以上でありました。また、耐震改修工事を行う意向を伺ったところ、耐震性がなくても、耐震改修工事を行う予定のない方が7割弱でありました。このアンケートは、第3次計画の策定時にも同じ内容で実施しており、前回も同様の結果が出ております。

木造住宅は、当初に建てた方が長年住み続けるという特徴も踏まえたと、所有者の高齢化の進行に伴い、耐震改修工事を行う意向が下がるという傾向にあるというふうに考えております。

●**好井七海委員** 耐震診断員派遣制度の利用者のアンケート結果について説明してもらいましたが、ご承知のとおり、耐震化の対象は旧耐震基準で建築された木造住宅、すなわち昭和56年5月以前に建築されたものであり、建築されてから、少なくともおおむね45年以上経過し、所有者、木造住宅ともに高齢化が進んでいることとなります。

おおむね45年以上が経過した木造住宅となると、外壁や内装、設備などの老朽化が進むととも

に、使い勝手にも何かと不便なところが出てくるのも推察され、所有者の高齢化と相まって、耐震改修工事よりも、解体して建て替えや転居して解体ということも選択する人が増えてくるのではないかと考えます。

これまで、札幌市の木造住宅に対する耐震化の取組は、耐震診断結果を踏まえて、耐震改修工事を実施することを主眼として行われてきたものと考えております。

そこで質問ですが、建築後の年数が現在ほど進んでいない段階では、そのような方向性は妥当とは思いますが、耐震化の取組を開始してからの時間経過による所有者と住宅の高齢化が進んだ状況の変化を踏まえ、札幌市においても、取組の軸足を見直す時期に来ているのではないかと考えますがいかがか、お伺いいたします。

●中田建築安全担当部長 木造住宅における耐震化の取組の考え方についてですが、札幌市では令和3年度から、これまでの木造住宅の耐震改修工事に対する補助に加え、除却工事に対する補助のメニューを追加しております。

近年の補助実績を見ますと、耐震改修工事が年間5件程度に対し、除却工事は年間30件程度となっており、除却工事に高い需要が生じております。

先ほどの委員のご指摘のとおり、これまで札幌市における木造住宅の耐震化の取組は、耐震改修工事の実施を主眼としておりましたが、補助制度の活用状況や、所有者・木造住宅ともに高齢化が進んでいる状況を考慮すると、所有者が除却工事を選択する傾向が強まるものと考えております。

今後は、この傾向を踏まえ、所有者のニーズを的確に捉えた取組を展開していきたいと考えております。

●好井七海委員 時間の経過に応じて、方向性や考え方を軌道修正していくことは必要なことであり、札幌市においてはきちんとした現状把握を行い、方向性を見定めていることは評価したいと

ころであります。

木造住宅の耐震化の取組はまだ必要であることから、今後も社会状況や所有者の意向などにアンテナを張り、木造住宅の耐震化が進むよう適宜方向性を確認しながら取組を進めていただくことを要望いたしまして、質問を終わります。

●池田由美委員 私からは、先ほどもありましたけれども、要緊急安全確認大規模建築物の耐震化について質問をいたします。

計画の5-3にありますように、多数の者が利用する建築物等の耐震化推進について、要緊急安全確認大規模建築物は倒壊した際、人的被害が非常に大きいと、そういうことも記されております。本当に耐震化が急がれるというふうに考えるところでは。

第3次計画では、多数の者が利用する建築物の耐震化の目標を、2025年までに耐震性が不十分なものをおおむね解消する目標を持っておりましたが、2025年の耐震化は87.2%で、達成は困難としています。しかし、2020年の耐震化率が76%でしたので、そこから見ると11.2%と、一定の成果があるというふうに考えるところでは。

そこで質問いたしますが、要緊急安全確認大規模建築物として位置づけられた建築物204棟のうち、2025年10月1日現在で165棟、このうち耐震性不十分な建物が26棟へと減ってきているところでは。その26棟の建築物の内容、どんな用途の建築物が今現在残されているのか、伺いたいと思います。

●中田建築安全担当部長 耐震性が不十分な要緊急安全確認大規模建築物の用途といたしましては、主なものとして、ホテル、病院、飲食店などとなっております。

●池田由美委員 ホテル、病院ということ、やはり災害時には大きな被害となる、そういった建物だということを改めてお聞きしたところであり

今年に実施したアンケートを見ますと、耐震診

断を行う予定がないが7割で、耐震診断を実施する予定がない理由として、工事費が高額のためが一番多い結果となっております。やはり費用が課題だということを考えているところです。

また、近い将来には建て替えたいとの思いがあっても、物価高騰での資材の高騰や、人件費の高騰などで費用もかさんでいくなど、そうしたことがハードルとなって決断できない状況もあるのではないのかと考えているところです。やはり耐震化の補助制度の内容が重要となっていくのではないかと考えるところです。

ここで質問いたしますが、第3次計画期間での札幌市建築物耐震化補助制度の利用状況について伺います。

●中田建築安全担当部長 第3次計画の期間のうち、令和3年度から令和6年度までにおける要緊急安全確認大規模建築物の所有者が耐震化工事の補助制度を利用した状況につきましては、令和3年度が2件、令和4年度が1件、令和5年度が0件、令和6年度が1件でありました。

●池田由美委員 頂いた資料を見ますと、3年間で設計が1、工事が4、除却は0ということで、やはり制度の利用というのは、まだまだ少ない実態だということを改めて感じているところですが、ホテル、病院、商業施設やボウリング場など、3階建て以上の面積5,000平米以上となりますので、除却工事でも補助限度額が2億円となっております。

しかし、実際の費用はさらにかかるということ、20億円ぐらいにもなるかもしれないということもお聞きしているところです。補助額も大きいですが、かかる費用もやはり大きいと。そして、除却や建て替えが終了してから補助金が届く仕組みだとお聞きしていますので、大変重たい負担だということを実感しているところです。

国が要緊急安全確認大規模建築物について、2030年、令和12年に耐震性が不十分なものをおおむね解消することを目標にしておりますが、本市

も第4次計画において、計画最終年の2030年におおむね解消する目標としております。

ここで質問をいたしますが、2030年におおむね解消するとして目標に向けた見通しについて伺いたいと思います。

●中田建築安全担当部長 耐震化率の目標達成の見通しについてですが、現在、耐震化に着手していない建築物の数や用途に加え、社会経済情勢を考慮しますと、高い目標設定ではありますが、要緊急安全確認大規模建築物を耐震化することの重要性を踏まえ、この目標が達成できるよう、鋭意取り組んでいきたいと考えております。

●池田由美委員 前段、私も費用の問題や時期の問題、そして社会的な状況など、今、答弁にもありましたけれども、本当に難しい課題が大きいというふうに感じているところです。

本市は、要緊急安全確認大規模建築物の所有者の皆さんには毎年アンケートをされて、耐震化の予定があると回答した所有者には直接つながって、しっかりと対応して丁寧にお話も聞き取ってきているということもお聞きしているところです。

所有者の意見なども十分把握しながら、やはり国に補助金制度の拡充の検討を求めるべきではないかと、このことを申し上げて、質問を終わります。

●三神英彦委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●三神英彦委員長 なければ、質疑を終了いたします。

ここで、理事者交代のため、委員会を暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時47分

再 開 午前10時49分

●三神英彦委員長 委員会を再開いたします。

最後に、札幌市下水道ビジョン（案）についてを議題とし、資料に基づき、理事者から説明を受けます。

●**小林下水道河川局長** 札幌市の下水道事業につきましても、昨今、取り巻く環境は厳しさを増している一方、求められる役割は多様化してきております。

このような状況の中においても、下水道を未来へ引き継いでいくため、現行の札幌市下水道ビジョン2030を計画期間半ばで見直し、中期経営プランと一体化する形で、新たな下水道ビジョンを策定することとし、本日、建設委員会にその素案を報告するものであります。

なお、本計画の中の財政収支計画は、来週12月9日の議案審査特別委員会において審議いただく下水道使用料の改定内容を踏まえ、整理したものととなっております。

それでは、計画の概要を事業推進部長の西村から説明いたしますので、よろしく願いいたします。

●**西村事業推進部長** 説明資料、札幌市下水道ビジョン2026-2034（案）に沿って、ご説明いたします。

資料1 ページ目上段の1 はじめにご覧ください。

まず、1-（1）策定趣旨についてです。

先ほど、局長からもご説明のとおり、全国的な下水道施設の老朽化に伴う事故の発生など、札幌市の下水道事業を取り巻く環境は厳しさを増している一方、脱炭素社会・循環型社会の実現への貢献など、下水道事業に求められる役割は多様化しています。

このような中、地球環境保全に貢献しながら、施設の改築・再構築などの取組を進めていくことが重要であり、併せて持続可能な経営環境を確立していく必要があるため、今年度末に札幌市下水道ビジョンを策定するものです。

続いて、資料右側の1-（2）計画期間につい

てです。

期間は計画の最終年度を第2次札幌水道ビジョンと合わせ、2026年度から2034年度までの9年間としています。

次に、1-（3）位置づけについてです。

これまで、おおむね10年間の事業の方向性を示していた下水道ビジョンと、5年間の事業計画と財政収支計画を示していた中期経営プランを一体化し策定するものでございます。

その下、2 札幌市の下水道のあゆみと整備状況についてです。

現在、札幌市の下水道普及率は99.8%となっており、計画的な改築に取り組み、建設事業費の約90%が改築・再構築事業となっております。

続いて、資料中段以降の3 現計画の取組結果についてです。

まず、3-（1）取組内容の実施状況について説明します。資料左下の現計画における指標の達成状況の表をご覧ください。

現計画では、15の指標を掲げており、おおむね目標を達成しました。

3-（2）財政収支計画の実施状況については、資料右下の現計画の収支実績の表をご覧ください。

表の上段の青色の一番下にあります収益的収支差引④は、下水道使用料の減少や維持管理費の増加などにより、計画値と比較して年々減ってきております。

続きまして、資料2ページ目をご覧ください。

4 札幌市下水道事業の現状と課題についてです。

まず、4-（1）下水道施設の老朽化対策をご覧ください。

資料左上のグラフの赤字のとおり、管路施設について、計画期間の最終年度である2034年度末に、標準耐用年数である50年を超える管路施設が全体の約68%に急増いたします。

続いて、4-（2）自然災害への対応について

です。

浸水対策として、図のとおり、浸水ハザードマップの公表などを行いました。

また、地震対策として、写真のとおり、処理施設における揚水施設の耐震化などを実施してきたほか、地方自治体や企業と被災時の支援体制構築のための協定を締結するなどの取組を進めてきました。

次に、4－（3）地球環境保全への貢献についてです。

脱炭素社会・循環型社会実現に向けた取組として、下水道施設へ更新に合わせた省エネルギー設備の導入を進めてきたほか、写真は中央区複合庁舎になりますが、下水熱を活用したロードヒーティングの導入促進なども進めてきました。

資料右上をご覧ください。

公共用水域の水質保全として、図のとおり、合流式下水道の改善などを実施しました。

続いて、4－（4）持続可能な経営環境の確立についてです。

これまでもポンプ場の無人化や水再生プラザの委託化など、経営の効率化に取り組んできましたが、経営状況の悪化を受け、今回の第4回定例市議会においてご審議いただき、ご了承いただいた上で、来年度、2026年度に下水道使用料を改定する予定です。

引き続き、業務効率化の取組をより一層強化していくとともに、関係機関との連携強化や人材育成・確保の取組を進めてまいります。

最後に、4－（5）下水道のプレゼンスの向上についてです。

下水道展の札幌初開催など、幅広い世代に対し、情報発信を実施してきたほか、下水サーベイランスの取組などを実施してきました。今後も、下水道事業への市民や企業の理解を得られるよう取り組んでまいります。

その下、5 計画体系についてです。

新たなビジョンの計画体系は、資料右下にござ

いますが、基本方針は、札幌市民の暮らしを支える下水道を未来へつなぎますとしております。

そして、この基本方針のほか、三つの基本目標、七つの施策と15の取組内容を定めております。

資料の3ページ目をご覧ください。6 施策と取組内容についてです。各施策における主な取組内容についてご説明いたします。なお、各項目の頭に丸と二重丸がありますが、丸は継続事業、二重丸は新規・拡充事業となっております。

計画体系の三つの基本目標に沿って説明いたします。

まず、基本目標Ⅰ 市民の安全・安心な暮らしを支えますの施策1 下水道施設の改築・再構築についてです。

管路施設の改築・再構築では、計画的な改築を進め、改築事業を加速します。また、処理施設の改築・再構築では、機械・電気設備について、状態監視保全や時間計画保全など、設備の特性に応じた方法で計画的に改築を進めます。

続いて、施策2 下水道施設の維持管理についてです。

管路施設の維持管理では、本管について、年間約210キロの詳細調査を実施します。

次に、施策3 災害への対応力強化についてです。

総合的な地震対策では、本年1月に策定した札幌市上下水道耐震化計画に基づき、災害時基幹病院に接続する管路を優先して耐震化を実施します。

続いて、基本目標Ⅱ 下水道のポテンシャルを生かし、地球環境保全へ貢献しますの施策4 脱炭素社会・循環型社会実現に向けた取組強化についてです。

カーボンニュートラルの推進では、設備の改築に合わせて、省エネルギー設備の導入などを進めていきます。

次に、施策5 公共用水域の水質保全について

です。

水質の管理では、処理水質と消費エネルギーを最適化し、脱炭素社会の実現にも寄与していきます。

資料右上をご覧ください。

基本目標Ⅲ 持続可能な経営環境を確立し、質の高い下水道サービスを提供しますの施策6 経営基盤の強化についてです。

コスト縮減・財源確保では、デマンド・レスポンスの導入など、下水道使用料以外の収入確保に関する取組を進めます。

続いて、施策7 下水道のプレゼンス向上についてです。

下水道に対する理解促進では、水道や河川部局と連携した広報イベントなどを実施します。

最後に、資料右下の指標一覧表をご覧ください。

表のとおり、施策ごとに指標を設定し、中間目標値と最終目標値を掲げております。

例えば、施策6 経営基盤の強化に関する指標としましては、表の下から3行目と4行目にありますとおり、経費回収率と純損益の二つを掲げ、目標値としては中間・最終目標ともに100%以上と0円以上を掲げております。

資料の4ページ目をご覧ください。7 財政収支計画についてです。

まず、7-（1）今後の財政運営についてです。

二つ目の黒丸のとおり、経費回収率100%以上と、純損益0円以上の経営上の目標、指標の達成を目指してまいります。

続いて、7-（2）財政収支見通しです。資料中段左側にある計画期間の財政収支計画の表をご覧ください。

計画期間の前半4年間は、表の一番下にあります④経費回収率100%以上と、表の中段青色の一番下にあります⑤純損益0円以上を達成できる見込みです。

しかし、計画期間の後半5年間では、経費回収率が100%を下回り、純損失が生じる見通しです。

最後に、資料下段の【参考】策定までのスケジュールをご覧ください。

本日、建設委員会の皆様にご報告させていただいた後、今月17日の市営企業調査審議会下水道部会においても報告いたします。その後、今月末からパブリックコメントを実施し、市民の皆様からいただいたご意見も踏まえ、今年度末の3月頃に本ビジョンを策定・公表する予定でございます。

●三神英彦委員長 それでは、質疑を行います。

●和田勝也委員 私からは、維持管理と改築・再構築の在り方について、お伺いをいたします。

下水道は、市民の暮らしと都市活動を支える極めて重要なライフラインであり、片時も止めることができません。しかし、その多くは地下にあり、老朽化の進行は市民の目に触れない、目に見えないリスクとなっております。

そのリスクが突如として現実になったのが、本年1月の埼玉県八潮市での大規模陥没事故であります。下水道管の破損が原因と考えられ、約120万人ものの方々にトイレやお風呂の使用自粛が求められるなど、当たり前の日常が一瞬で奪われた大変衝撃的な事案でございました。本市においても、決して他人事ではございません。

札幌オリンピック前後に、集中的に整備された約8,300キロの管路と30か所の処理施設は、今後一斉に更新期を迎えます。新ビジョンの最終年度である2034年度には、耐用年数50年を超える管路が約7割、処理施設も6割に達する見込みであり、まさに構造的な課題が目前に迫っております。

一方で、予算や人材などのリソースには限りがあります。しかし、八潮市のような重大事故は絶対に防がなければなりません。そのためには、従来型の維持管理だけでは不十分であり、今後はよ

り効率的で高度な管理体制へと転換していくことが不可欠であると考えます。

そこで質問ですが、新たな下水道ビジョンの期間中に、札幌市が有する膨大な下水道施設をどのように維持管理し、改築・再構築を特に何を重視して進めていくのか、市の考えをお伺いいたします。

●西村事業推進部長 維持管理と改築・再構築についてお答えします。

八潮市での事故は、本市にとっても極めて重い教訓であると受け止めているところでございます。

新たな下水道ビジョンにおいては、市民の安全・安心な暮らしを支えることを基本目標として掲げ、強靱な下水道機能の維持に強い危機感を持って取り組みます。そのため、管路と処理施設の維持管理及び改築・再構築に関する指標として二つのゼロを目標として掲げております。

一つ目は管路に関する指標で、大口径管の老朽化に起因する道路陥没件数ゼロであります。二つ目は処理施設に関するもので、処理施設の老朽化によって、市民が下水道サービスを受けられない日数ゼロであります。

これらの達成に向け、まず維持管理においては、予防保全をさらに強化していきます。

具体的には、令和6年3月に改定しました札幌市下水道改築基本方針に基づく管路や処理施設の調査を着実に実施することに加え、特に管路については、AIを活用した管路劣化予測など新技術の導入に向けた検証を進め、調査の効率化や重点化を目指してまいります。

次に、改築・再構築についてです。

改築基本方針では、管路について、将来的に約60キロメートルの改築を行うことで、健全な状態を保つことができると試算しております。そのため、新たな下水道ビジョンでは、この将来目標を見据え、段階的に事業量を拡大していく予定でございます。

具体的には、初年度の24キロメートルから徐々に改築延長を引き上げ、ビジョンの最終年には58キロとし、2034年までの期間中に累計約378キロメートルの改築を行う計画です。

また、処理施設については、設備の改築を着実に進めるとともに、将来の人口減少を見据えたダウンサイジングや統廃合など、システム全体の最適化に向けた検討を行う考えでございます。

●和田勝也委員 次に、災害や事故に備える構造そのものについてお伺いをいたします。それが国の議論でも今重視されている、メンテナビリティとリダンダンシーであります。

八潮市の事故におきましても、このメンテナビリティ不足、そして、リダンダンシーの欠如が背景にあったと指摘をされております。これらの言葉は、一般的に聞き慣れない言葉ですので、ここで簡単に整理をさせていただきます。

まず、メンテナビリティとは、維持管理のしやすさのことで、大口径管路など、流量が多く調査が困難な場所であっても、流量制御などにより、必要な点検補修が確実にできる状態を指します。

次に、リダンダンシーとは、余裕、二重の備えという意味で、1本の管が破損した場合でも下水を別のルートに流せる、言わばバックアップの仕組みであります。

これらの視点は、本市の下水道を将来にわたって安全・安心に維持していく上で、今や避けて通ることのできないテーマであります。

そして現在、国においても、こうした構造的課題を踏まえた対策が検討されているところであり、本市としての確にに対応していく必要があります。

そこで質問ですが、国の動向をどのように受け止め、本市として、このメンテナビリティとリダンダンシーの確保に向け、こういった対応を考えているのか、お伺いをいたします。

●西村事業推進部長 メンテナビリティとリダンダンシーの確保などについてお答えします。

まず、国の動向の受け止めについてでございますが、今回の事故を受け、国は下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会を設置しております。

その検討委員会では、万が一の際にも、下水道サービスを止めないための戦略的再構築方針として、メンテナビリティとリダンダンシーの確保が不可欠であると提言を行っているところです。

本市としても、この提言は、都市機能の維持と市民の安全確保に向けた、極めて重要な指針であると重く受け止めております。

次に、本市の対応についてでございます。

こうした認識のもと、新たな下水道ビジョンにおいて、メンテナビリティ、リダンダンシーの確保を重要な取組の一つとして位置づけております。具体的には、今後、国から示される新たな基準に基づき、修繕や復旧が困難な管路を特定した上で、点検しやすい構造への改良や、バイパス機能の確保に向けた計画策定に着手し、強靱な下水道ネットワークの構築に鋭意取り組んでまいります。

●和田勝也委員 最後に、それらの取組を支える人についてお伺いをいたします。

AIなどの新技術を積極的に活用することでも大切であると思っておりますけれども、最終的に現場を見極め、判断し、下水道事業全体をマネジメントするのは人であります。

現在、本市の維持管理や改築工事の多くは、民間事業者や下水道公社などの委託・請負によって支えられており、まさに官民一体の体制で、下水道サービスが成立しております。

しかし、人口減少や担い手不足が深刻化する中、市職員はもちろん、民間事業者側の技術者・技能者の確保も厳しくなっております。どちらか一方でも欠ければ、将来の安定したサービス提供は困難になりかねません。持続可能な下水道運営を実現するためには、官民の垣根を越えた人材確保と、蓄積されてきた技術の確実な継承が不可欠

であると考えます。

そこで質問ですが、新たなビジョンにおいて、民間事業者等を含めた官民双方の人材確保や、技術継承についてどのように位置づけ、どのような覚悟を持って取り組んでいこうと考えているのか、お伺いをいたします。

●西村事業推進部長 人材の確保と技術の継承の取組についてお答えします。

これまで築き上げてきた本市の下水道サービスは、膨大な施設の維持管理や改築工事などを担っている民間事業者を含む関係機関などの皆様の技術力とご尽力に支えられて成り立っているものでございます。

人口減少に伴う担い手不足は、下水道業界全体の課題であり、持続可能な運営体制の確保には、札幌市の取組に加え、関係者一丸となった協力が不可欠であると認識しております。

こうした認識の下、新たな下水道ビジョンにおいては、下水道事業に携わる関係者との連携も含め、人材確保・育成を事業運営の根幹として、明確に位置づけてございます。

具体的には、広報活動などを通じて、下水道分野で働くことの魅力等を発信し、この仕事を志す人材を増やすことで、担い手の確保につなげ、加えて、研修や現場での実務を通じた技術の継承を進めてまいります。

また、市や大学、民間企業等が連携を深め、組織の枠を超えた多様な知見を共有しながら、互いの技術力の底上げを図ってまいります。

これらの取組を通じ、人材の確保や技術の継承によって、経営基盤の強化につなげ、市民生活を支える下水道サービス・下水道システムを、将来にわたって守ってまいります。

●和田勝也委員 下水道の強靱化は、市民の命、生活を守る上で、一切妥協が許されない重要なテーマであります。特にメンテナビリティとリダンダンシーの確保は、八潮市の事故を踏まえても、今、最も優先して取り組むべき課題であり、

本市としても、国の動向を待つのではなく、主体的かつ前倒しで検討を進めていただきたいと思います。

目に見えない地下のインフラであるからこそ、事故が起きてからでは遅く、事前の備えが全てであります。市民の皆様が安心して毎日を過ごすことができるよう、維持管理の高度化と代替機能の確保に向けた計画的な取組を、どうか確実に進めていただくよう申し述べ、質問を終わります。

●水上美華委員 私からは、札幌市下水道ビジョン（案）のうち、指標についてお伺いさせていただきます。

現行計画であります札幌市下水道事業中期経営プラン2025では、15の指標を掲げ、多くの目標を達成されるなど、着実に事業を進められてこられたと思います。

その一方で、資料を見ていきますと、管路の改築延長、それから処理施設の設備の改築を行う施設数、下水道エネルギーの有効利用による温室効果ガスの削減量の三つが目標に至っておりません。目標達成に向けて取組を進めていく中で、様々な事情もあったかとは推察いたしますが、その理由について分析し、次の計画に生かしていくことが大切だと考えます。

そこで質問ですが、プラン2025の一部の指標において、未達成となってしまったその理由について、お伺いいたします。

●西村事業推進部長 現計画における未達成指標の理由についてお答えします。

1点目の管路改築延長は、都心アクセス関連事業の実施に伴い、令和8年度まで管路の改築事業の量を調整しているものでございます。

2点目の処理施設の設備の改築に伴う施設数については、入札不調等があったことによるものが原因と考えています。

3点目の下水道エネルギーの有効利用による温室効果ガスの削減量につきましては、設備の不具合に伴い、焼却施設の廃熱を活用した発電が一定

期間停止したことなどによるものです。

これらを踏まえて、新たな下水道ビジョンにおいて、管路の改築事業量の増加や、発注方法の見直しによる処理施設の改築事業の着実な実施など、取組内容を強化・改善しながら、引き続き推進してまいります。

●水上美華委員 指標が未達成であった取組については、新たな下水道ビジョンにおいても、引き続きしっかりと取り組んでいただきたいと思いますし、今のご答弁の中では、それぞれいろいろと対策を考えられているというところがございますので、今後に期待したいと思います。

計画における指標は、事業の成果を的確に測定し、効果的・効率的な事業運営を実現するための羅針盤というべき、非常に重要なものでございます。

新たな下水道ビジョンでは、経費回収率や純損益のほか、大口径管の老朽化に起因する道路陥没件数などといった指標が設定されておりまして、現行計画の指標から大きく見直されているなどというふうに感じております。

そこで質問ですが、新たな下水道ビジョンでは、指標をどのような考えの下に設定されたのか、お伺いいたします。

●西村事業推進部長 指標設定の考え方についてお答えします。

委員ご指摘のとおり、新たな下水道ビジョンでは、指標設定の考え方を大きく見直しております。

現行計画の指標は、例えば下水道本管目視点検延長や管路の改築延長など、事業を行った量を示す、いわゆるアウトプット指標を中心としておりました。しかし、新たな下水道ビジョンでは、事業を行った結果、例えば市民の安全・安心な暮らしを支える観点から、どのように貢献できたのかという成果や効果を示す、アウトカム指標を可能な限り設定してございます。これにより、事業の成果を市民の皆様により分かりやすくお示しする

とともに、下水道事業の持続性確保や、さらなる経営の効率化につなげていくことができるものと考えております。

●**水上美華委員** これまでのアウトプットのほうから、アウトカム指標の導入に変えたというところの考え方については理解いたしました。

事業の成果を分かりやすく示していくという方向性については、市民にとってもよりよい指標になったと思いますし、アウトカム指標の設定により、どのような状態を目指したいのかという最終的な目標を明確化させ、事業の本質的な価値に基づいて、成果の質を高められるようになった点について、評価するところでありますし、私もぱっと見たときに見やすいなというふう感じたところでもあります。

こうしたよりよい指標だからこそ、これらの指標をいかにして達成していくのか、その具体的なロードマップや適切な進捗管理が必要です。

そこで質問ですが、これらの指標を達成するために、どのようなロードマップや進捗管理を考えているのかお伺いいたします。

●**西村事業推進部長** ロードマップや進捗管理についてお答えします。

指標達成に向けた実効性の確保は、新たな下水道ビジョンを推進する上で、非常に重要であると認識しております。そのため、委員ご指摘のロードマップについては、ビジョンの中に、具体的な取組内容と年次計画を定め、これらに基づき事業を推進してまいります。

また、進捗管理につきましては、新たな下水道ビジョンの実効性を担保するため、指標を用いて、毎年度実施状況を確認するとともに、札幌市営企業調査審議会に報告し、評価いただくことを考えておられます。

加えて、計画期間中の中間年である2030年度には、前半期間の評価に基づき、社会経済情勢の変化などを踏まえながらビジョンを見直し、計画期間後半の具体的な事業計画と財政収支計画を盛り

込んでまいりたいと考えております。

●**水上美華委員** 新たな指標に基づいて、また、2030年には社会経済状況の変化も踏まえながら見直していくというような話もございました。事業をまず着実に推進していただくよう、そして計画どおりに進むように期待していきたいと思えます。

最後に、下水サーベイランスについて伺いたいと思えます。

本市では、下水中のウイルス等を検査・監視する下水サーベイランスの取組を積極的に推進し、新型コロナウイルス感染症の流行状況の把握に大きく貢献してきました。この下水サーベイランスについて、下水道の新たな価値を生み出し、多様な役割を示す取組として高く評価しております。

また、市民の関心も非常に高いというような声も伺っておりまして、現在、検査を実施している新型コロナウイルスやインフルエンザウイルスのほか、新たな感染症や様々な疫病に対する活用も期待しているところであります。

そこで質問ですが、この新たな下水道ビジョンにおける下水サーベイランスの取組について、お伺いいたします。

●**濱田処理担当部長** 新たな下水道ビジョンにおける下水サーベイランスの取組について、お答えいたします。

下水サーベイランスは、感染症の流行状況を把握できる手段の一つとして、市民の方々の関心が高く、感染状況を掲載したホームページも多くの方々に閲覧いただいている状況です。このため、新たな下水道ビジョンにおきましても、引き続き調査結果を定期的に発信し、ホームページやSNSなどを活用した情報提供や注意喚起を行っていく考えです。

加えまして、新たな感染症危機に備えるため、これまで札幌市で蓄積したノウハウ等を基に、研究機関や他の自治体などと連携し、下水サーベイランスに係る知識や技術のさらなる向上を図って

まいります。

●**水上美華委員** 下水サーベイランスにつきましては、もしかしたら下水道事業の中で言うとは本流じゃないところかもしれないんですけども、今回新型コロナウイルス感染症の拡大の際には、思わぬと言いますか、下水道のところからこういうことが分かるんだということが初めて市民の方々に周知されてきたんだと思いますし、大きく貢献されてきております。

今、インフルエンザと新型コロナウイルスの調査をされていて、結果を公表されておりますけれども、今後また、さらなる感染症の様々なものも出てくる可能性もございますし、また、医療機関等々含めて、これまで北海道大学のほうと連携して進められていると承知しておりますけれども、今後ぜひ継続して、そしてぜひ市民の公衆衛生に寄与するような、そういう取組を進めていただくことを要望いたしまして、私の質問を終わります。

●**好井七海委員** 私からは、新たな下水道ビジョンにおける2050年のゼロカーボンを見据えた取組について、脱炭素の観点から質問を行います。

下水道は、汚水の処理による良好な生活環境の保持や雨水の排除による浸水の防除などの重要な役割を担っております。

加えて、エネルギーや資源を生み出すポテンシャルを秘めていることから、脱炭素社会実現へ貢献といった新しい役割も求められており、札幌市が推進しているGXの観点からも、脱炭素に資する取組を積極的に進めるべきと考えます。

我が会派では、令和5年の決算特別委員会におきまして、札幌市下水道脱炭素構想について取り上げ、下水道事業が排出する温室効果ガスは、市役所全体の14%を占めることから、2050年のゼロカーボン達成に向けて、下水道事業が果たす役割は非常に重要であると申ししていたところであります。

そこで質問ですが、新たな下水道ビジョンでは、2050年のゼロカーボンを見据えて、どのような取組を進めていくのか、考えをお伺いいたします。

●**西村事業推進部長** ゼロカーボンを見据えた取組についてお答えします。

2050年のゼロカーボンを見据えた取組内容は、令和6年3月に策定しました札幌市下水道脱炭素構想で位置づけた省エネルギー、創エネルギー、再生可能エネルギーの三つの方向性を踏まえて設定しております。

具体的には、水再生プラザにおける高効率な送風機の導入など、設備の改築に合わせて、省エネルギー性能の高い設備を計画的に導入し、省エネルギー化を推進する考えでございます。

また、西部スラッジセンター焼却施設の改築に合わせた廃熱発電設備の導入や、未利用地における太陽光発電設備の導入などにより、創エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入拡大を図ってまいります。

さらに、処理水を利用した融雪槽を東部水再生プラザに整備するなど、下水道が持つエネルギーの供給を推進してまいります。

こうした取組を積極的に進めながら、脱炭素社会の実現に貢献することで、良好な環境を未来へ引き継いでまいります。

●**好井七海委員** 2050年のゼロカーボンを見据えた取組内容については理解いたしました。

下水道事業におけるエネルギー使用状況の内訳を見ますと、水再生プラザの水処理過程におけるエネルギー消費量が全体の約6割を占めるため、2050年のゼロカーボンという目標達成には、省エネの取組が特に重要であると考えます。

水処理過程では、水中の汚れを取り除く微生物に空気を送るための送風機の運転に膨大な電力を使用しており、令和6年度には、これまで以上に省エネに重点を置き、きめ細やかな運転管理を行った結果、良好な水質を維持しつつ、送風機の

消費電力量を前年度比で約1割削減できたと伺っております。

これは、処理水質と消費エネルギーの二つの指標の最適化を図る、いわゆる二軸管理が成果を上げたものであり、今後もこの取組をより一層推進していただきたいと考えます。

そこで質問ですが、新たな下水道ビジョンでは、水処理過程において、二軸管理の考え方を踏まえた省エネの取組をどのように加速していく考えか、お伺いいたします。

●濱田処理担当部長 水処理過程における二軸管理の考え方を踏まえた取組について、お答えいたします。

委員ご指摘のとおり、2050年の目標を達成するためには、二軸管理の考え方を踏まえ、エネルギー消費量のさらなる削減を進めていくことが重要であると認識しております。そのため、水質とエネルギーの両面を考慮した運転の最適化を図るべく、ICTを活用した新たな運転制御設備の導入を進める予定です。

長年の運転実績により培われた職員のノウハウや経験と、このような新技術を組み合わせることで、今後は水処理過程における省エネの取組をより一層加速してまいります。

●好井七海委員 最後に要望になります。脱炭素社会に向けた取組について質問させていただきましたが、排水基準を満たす汚水処理と、投入するエネルギーの最適化・最小化は重要な取組です。

さらに、脱炭素社会に貢献するためには、投入するエネルギーの投入量ばかりではなく、処理時に発生する温室効果ガスにも注目すべきと考えます。例えば、メタンガスや一酸化二窒素ガスなどです。二酸化炭素よりも、メタンガスは28倍、一酸化二窒素ガスは300倍の温室効果を持っておりますので、今後の検討課題と考えます。

課題解決のためには、処理技術の向上をしなければなりませんし、しっかり先端技術の研究や、

運転方法の工夫を行っていくことを要望いたしますして、質問を終わります。

●池田由美委員 私からは、基本目標Ⅲの持続可能な経営環境を確立し、質の高い下水道サービスを提供します、施策6-③にあります多様な主体との連携のうち、ウォーターPPPに関する調査・検討について伺いたいと思います。

計画の前段にありますように、下水道施設の老朽化や自然災害の激甚化、さらに人口減少や物価高騰による維持管理費の増加、計画外の都心アクセス道路事業に伴う管路施設の移設工事などの財政収支実施計画状況などが示されておりますけれども、今後、下水道事業における財政運営の課題というのは本当に厳しいものになるということが、誰もが実感しているところではないかと思えますし、全国でもそういった共通の問題があるのではないかと考えているところです。

6-③では、多様な主体との連携として、ウォーターPPPに関する調査・検討とありますが、本市は水再生プラザの民間委託なども進めてきている中で、新たな手法を今後検討するに当たり、水再生プラザの委託では、どのような効果や課題があったのか、このことが大事ななというふうに思いますので、まずお聞きしたいと思います。

●西村事業推進部長 委託化による効果についてお答えします。

札幌市下水道事業においては、これまでも札幌市下水道ビジョンや中期経営計画に基づき、市民負担の抑制を図るため、経営の効率化に取り組んでまいりました。

水再生プラザの運転管理の委託化に関しましては、平成17年度から開始し、その後、順次拡大して、現在では10か所のうち6か所が導入している状況です。

こうした運転管理の委託化による、平成17年度から令和6年度までの20年間の累積の効果額は約30億円程度と試算しているところでございま

す。

●池田由美委員 改めて、再度聞きたいと思いますが、民間委託によって、職員はどの程度削減されているのかお聞きしたいというふうに思います。

●濱田処理担当部長 先ほどご説明したとおり、10か所のうち6処理場を民間委託しておりますが、それまで技術職員・技能職員合わせて85名の人員を削減しております。

●池田由美委員 10か所のうち6か所ですね。30億円の削減となっているということ、また、今再質問した中で、85名の職員などが削減されてきているというご答弁でありました。やはり職員が減らされた問題というのは大きいなと私は実感しているところなんですけれども、下水道ビジョン（案）には事業環境の変化として、自然災害の頻発化や激甚化などが書かれてございます。担い手の減少と、そういった問題もあるのではないかとこのように思いますけれども、経営の効率化として、やはり職員を減らしてきたということも課題としてあるのではないのかなというふうに感じているところです。

災害時、市民の上下水道の復旧等には、対応する職員がどれだけいるのかということが本当に重要になるというふうに思います。

災害時の対応を、これから委託する事業者が職員と一緒に対応できるのか、市民の生活に直接関わる下水道事業を守ることができるのか、そして技術継承ができるのか、改めて職員を減らすことの影響について検証していくことが必要ではないのかというふうに述べておきたいと思います。

国のPPP/PFI推進アクションプラン、これは令和5年改訂版なんですけど、ここに掲げる具体的取組の進捗状況、重点分野のところには、2023年、令和5年6月に国から污水管の改築に係る国費支援に関して、2027年度以降はウォーターPPPの導入を決定していることを要件化するということが示されているところです。

私は、補助金にそうした要件を加えて誘導することは、自治体にとって状況はそれぞれ違うわけですから、自主性を奪うことになるのではないのかと思うところです。PPPやコンセッションなどの議論にこだわることなく予算を配分すべきだと考えているところです。

PPPとは、公共施設との設備維持管理・運営等を行政と民間が連携して行うこととされておりますが、連携するとはいえ、民間企業が事業を担えば、利益につなげることが必要となりますから、その利益を生むための市民負担が増えるのではないのかなど、市民の皆さんとの話の中ではいろんな疑問が出てきているところがございます。

災害時の対応、先ほども述べましたが、職員の技術継承、適切な維持管理など、ウォーターPPPが住民のためになるのかと、私はそういった視点が大事だなというふうに思っておりますので、そうした視点で調査・検討していくことが重要だというふうに思いますけれどもいかがか、伺います。

●西村事業推進部長 ウォーターPPPの導入検討につきましてお答えいたします。

今後の下水道事業の運営について、老朽化施設の急増に加え、人口減少社会の進行に伴う深刻な担い手不足、さらには災害時の激甚化など、事業を取り巻く環境が急激に厳しさを増すものと認識しております。

こうした状況を踏まえ、将来にわたり安定的な下水道サービスを継続するための新たな手法の一つとして、今年度、ウォーターPPPの導入の可能性に関する調査・検討を開始したところです。

導入の検討に当たりましては、先行する自治体の事例調査ですとか、民間企業の意向確認等を行いながら、本市への導入が適切であるか慎重に判断していく予定でございます。

●池田由美委員 慎重に調査・検討に当たりたいということでありました。本当に大事だというふうに思います。

ウォーターPPPの調査・検討ということで、今年度を含めて3年間進めていくというふうにお聞きしているところではありますが、調査・検討内容については、3年後ではなく、途中経過も含めて議会で報告していただいて、議論していくことが大事だということを思っておりますので、ぜひ議会に報告していただきたいということを申し上げて、質問を終わります。

●協元繁之委員 私からは、持続可能な経営環境の確立について、お尋ねしたいと思います。

質問に入る前に、先ほどからの質疑をお聞きしておりまして、私から2点ほど要望というか、意見を述べさせていただきたいと思います。

まず、施設のダウンサイジング化についてですが、下水道ビジョンでは、下水道処理施設の改築・再構築の中で、土木建築構造物は施設のダウンサイジングや統廃合によって、札幌市全体で最適なシステムとなるよう検討していくとしておりまして、処理施設の統廃合による規模適正化のイメージも示しております。

人口減少と維持管理費増大のこの構造的課題に対しまして、使用料改定に頼るだけではなく、ビジョンに明記された処理施設のダウンサイジングや統廃合を早期に具体化して、持続可能な事業構造へ転換するための経営努力を徹底してください。

また、今ほど質疑がありましたウォーターPPPについてですが、これまで予算・決算特別委員会の場でも議論がなされてきておりまして、新たな下水道ビジョンにも、多様な主体の連携として、調査・検討が盛り込まれております。

このウォーターPPPについては、国の推奨もあることから、当然検討を含め、議論を進めるべきとは思いますが、下水道事業は、市民生活を支える重要なインフラでありますから、議論と検証を十分に重ねながら、慎重に進めていただくよう求めておきます。

それでは、質問に入ります。今回示された札幌

市下水道ビジョンの内容のうち、持続可能な経営環境の確立に関してお伺いしたいと思います。

2026年から2034年までの9年間を計画期間とする新たな札幌市下水道ビジョン。札幌市には、まちづくり戦略ビジョンをはじめ、産業振興ビジョン、都市農業ビジョン、水道ビジョンなど、数多くのビジョンがあります。

通常、ビジョンとなりますと、市民が将来に何がしかの希望や安心感を持てる内容のものであることが求められると思いますが、今回の下水道ビジョンを拝見していると、前半は下水道使用料の改定などによって、息継ぎながらも何とか持ちこたえられるけれど、後半はかなり厳しい道りが待っていると受け止めている次第であります。

今定例会に、平成9年以来、28年間据え置かれていた下水道使用料の改定を内容とする条例案が提案されております。札幌市の下水道事業は、人口の急増や、それに伴う市街化区域の拡大に伴って、事業拡張の道をたどり続け、下水道処理人口普及率もほぼ100%に達するという急成長を遂げてまいりました。

ですが、この札幌市もいよいよ人口減少局面に入り、下水道施設の老朽化と相まって、今後の下水道事業を取り巻く環境、とりわけ財政状況は厳しさを増していくことが予想されているわけでありまして。

今回、下水道使用料の改定率は平均約23%とのことですが、この使用料の算定期間は、令和8年度から11年度までの4年間となっております。

下水道ビジョンでは、持続可能な経営環境の確立という観点から、経費回収率100%以上と、純損益ゼロ円以上を経営指標として掲げておりますが、使用料算定期間の令和8年度からの4年間は、この指標を達成して健全経営を維持できることとあります。ところが、その後の各年度については、経費回収率が100%を下回り、収益的収支で純損失が生じて、それが膨らんでいくという収支見通しを立てておられます。このため、経

費回収率などの経営指標を達成するためには、令和12年度以降も使用料の改定は避けられず、その場合の改定内容は、この前半4年間の財政収支状況などを踏まえて決定するとのことでありました。

そこでお伺いをいたします。使用料を改定して、今後4年間は大丈夫ではあるけれど、その先はまた厳しくなるので、使用料の改定は避けられませんということでは、市民の安心・安全な暮らしを支えますとか、持続可能な経営環境を確立しますといった、ビジョンで掲げる基本目標の達成が果たして大丈夫なのだろうかという思いがするわけでありました。この点について、どう認識されているのかお聞きしたいと思います。

●柳沼経営管理部長 財政収支計画の持続可能な経営環境の確立など、ビジョンの基本目標との関係についてお答えをさせていただきます。

計画期間を9年間とした新たな下水道ビジョンは、事業内容や財政収支の確実性を高めるため、これまで5年ごとに財政収支計画を示してきた中期経営プランと統合したものであります。

一方で、財政収支計画については、近年の社会経済情勢を踏まえると不確実性が高く、実際の経済情勢の動きと乖離する可能性が高いため、国も3年から5年で見直すことを求めています。

そこで、ビジョン前半の4年間については、現時点で予測し得る必要な事業費や収入から、財政収支を詳細に積み上げ、後半の5年間では前半の計画を基に事業費や収入を推計し、財政収支の見直しを示しております。

そのため、目まぐるしく変化する社会経済情勢を踏まえ、今後は5年程度で計画内容を検証していくことをあらかじめビジョンに定め、財政収支計画も臨機応変に見直していくことで、持続可能な経営環境を実現したいと考えているところでございます。

●脇元繁之委員 社会経済情勢の不確実性に対応するため、今後は5年程度で計画を臨機応変に見直していくという方針については理解をいたし

ました。

今回提案されている、28年間据え置かれていた下水道使用料の改定については、今後の札幌市の都市機能を維持していく、そういう上でやむを得ない措置と、私は受け止めております。

しかしながら、物価の上昇率と比較して、実質賃金や収入の伸びが追いついていない状況の中で、生活を維持するために、毎月必ずかかる下水道料金の引上げは、市民生活にとって負担増となることは間違いありません。だからこそ、この負担増に対して、市民の理解を得ることが、極めて重要なものになると思っております。

したがいまして、今後5年程度のサイクルで計画を見直す際には、その検証プロセスや判断基準を市民に明確に開示し、納得感のある説明責任を果たしていただくことはもちろんのこと、その先の再見直しへの判断基準についても、明確に示していただくよう求めて、私の質問を終わります。

●三神英彦委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●三神英彦委員長 なければ、質疑を終了いたします。

以上で、委員会を閉会いたします。

閉会 午前11時43分